社会福祉法人　川越町社会福祉協議会

障害福祉サービス事業就労継続支援（B 型）「川越町くろがね作業所」

重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条の規定に基づき、文書により説明を行うものです。

川越町くろがね作業所は、利用者に対して就労継続支援 B 型事業を提供致します。施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明致します。

１．事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人　川越町社会福祉協議会
法人所在地	三重県三重郡川越町豊田一色３１４
代表者氏名	会長　加藤志保子
法人設立年月日	昭和５４年１０月４日
電話番号	０５９－３６５－００２４
FAX	０５９－３６５－２９４０
電子メール	kawafuku@ccnetmie.ne.jp
ホームページ	HP　https://www.kawagoe-shakyo.com

２．利用施設

事業所の種類	三重県指令健福第１４－９３７号 指定施設　平成２３年４月１日指定 就労継続支援 B 型事業所
事業所の名称 （事業所番号）	川越町くろがね作業所 （２４１２２２００９３）
事業所の所在地	三重県三重郡川越町高松１２６番地
連　絡　先 相談担当者名	電話番号：０５９－３６４－５５００ FAX 番号：０５９－３６４－５５００ サービス管理責任者：成 瀬 美 樹
電子メール	kurogane@ccnetmie.ne.jp
開設年月日	平成元年４月１日
利用定員	１５名
通常の事業実施地域	川越町全域、四日市市、桑名市、朝日町
サービス種別	就労継続支援 B 型
営業日	平日　月曜日～金曜日

定休日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（１２月２９日～１月３日）
営業時間	８時３０分～１７時１５分
サービス提供時間	９時～１６時
利用できる方	・川越町内及び川越町近隣にお住いの１５歳以上の方 ・働く意欲がありながら、一般の職場に就労することが困難な方 ・障がい福祉サービス受給者証を持っている方 ・施設へは本人自ら通所可能な方

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定就労継続支援（B 型）の提供を確保することを目的とする。
運営方針	１）利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。 ２）事業の実施にあたっては関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 ３）関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

４．施設

建物	構造	鉄筋造り平屋建て
	延床面積	３３８．６２㎡
	敷地面積	

５．サービスに係る施設整備等の概要

設備の種類	備考
作業室	作業机・椅子
食堂（多目的室）	テーブル・椅子
相談室（休憩室と共用）	
更衣室	
トイレ	男女各１か所 車いす対応トイレ１か所
事務室	机・椅子・鍵付き書庫(２)

６．サービス提供職員の配置状況

職種	常勤	兼務	非常勤	指定基準
管理者		1		1
サービス管理責任者		1		1
職業指導員	1			1
生活支援員			4	1

当事業所では、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）で定められた人員基準を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。
配置される職員数に関しては、定員に対して必要な職員数を配置します。

７．サービスの内容

（1）訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	・利用者及びその家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。 ・利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
個別支援計画の作成	・契約後、利用者及びその家族の方と面談を行い利用者の意向を踏まえた上で、課題・目標・サービスの内容及びその期間などを盛り込んだ個別支援計画を作成します。
生産活動の機会の提供	・利用者の方の特性を重視し、ひとりひとりに適した作業が提供できるよう努めます。現在の作業種目は以下の通りです。 ＊ゴムのバリ取り作業 ＊箱折作業 ＊一般企業での作業 ＊堆肥作業 ＊袋物等の自主製品製作
工賃の支給	・経済活動の対価として工賃をお支払いいたします。
保健医療サービス	・必要に応じて服薬に関する必要な管理、記録を行います。 ・緊急時必要に応じて家族等への連絡、協力医療機関等へ搬送致します。
就労支援	・就労意欲が高まった方について、利用者の意向を踏まえた上で関係機関と連携しながら一般就労に向けての支援を行います。

【サービスの概要】

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

８．利用料金について

上記のサービスについては、サービス利用料金全体のうち９割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を法定代理受給する場合には、利用者は負担分としてサービス利用料金全体の１割の額を事業所にお支払いいただきます。
なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

９．利用者の記録及び情報の管理

（１）事業者は法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後５年間保管します。
※閲覧が出来る窓口業務は平日の８時３０分～１７時までです。

（２）事業者及び職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在籍中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。

（３）利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。
但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報の使用に係る同意書」による）に基づき情報提供を致します。

１０．在宅における支援

事業所において、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町が判断した利用者に対して就労継続支援を提供します。

１１．緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせにより利用者が予め指定する主治医等へ連絡をいたします。

主　　治　　医	医療機関名： 診　療　科： 主　治　医：

	所　在　地： 電 話 番 号：
緊　急　連　絡　先	住　　所： 電 話 番 号： 氏　　名：　　（続柄　　）

１２．事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町及び利用者の家族等に早急に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

＜協力医療機関＞

医療機関の名称	川越診療所
所在地	三重県三重郡川越町豊田一色３１４
電話番号	０５９－３６５－０７７６
診療科	内科

協力医療機関は治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし優先的な診療を保証するものではありません。

１３．非常災害等の対策

非常時の対応	別に定める非常災害計画により対応致します
平時の訓練	事業者の消防計画により、年１回以上の避難、防災訓練を実施いたしますのでご協力下さい。
防災設備	・自動火災報知機　有　　・誘導灯　　有 ・ガス漏れ報知機　有　　・非常通報装置　　有 ・非常用電源　　無　　・スプリンクラー　無 ・消火器　　有 消防署への届出日　令和７年４月 16 日（※１）
保険加入	事故・災害に備え、下記の損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保　　険　　名：福祉事業者総合保険 保 障 の 概 要 ：業務中傷害

（※１）消防法第１７条の規定に基づき消防用設備等の点検を行っています

１４．衛生管理等

事業者は清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

１５．虐待の防止

事業者は利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を発防止又はその再発を防止するために責任者を設置し、定期的に虐待防止のための研修を実施します。

１６．身体拘束の禁止

事業者及び職員は利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

１７．要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

（1）要望・苦情等

相談窓口 川越町社会福祉協議会	住所：三重県三重郡川越町大字豊田一色３１４番地 いきいきセンター内 電話：０５９－３６５－００２４ FAX：０５９－３６５－２９４０ 責 任 者：川 上 亘 康 担　　当：古 橋 加 奈 ご利用時間　８時３０分～１７時１５分 （土・日・祝祭日・年末年始を除く）
川越町役場福祉課	住所：三重県三重郡川越町大字豊田一色２８０番地 電話：０５９－３６６－７１１６ 対応時間：平日　月曜日～金曜日 ご利用時間　８時３０分～１７時１５分 （土・日・祝祭日・年末年始を除く）
第三者委員	南川　久美子（川越町在住） 伊 藤　博 幸（菰野町在住） 連絡先につきましては、「相談窓口・苦情対応」川越町社会福祉協議会担当者へご連絡下さい。
三重県社会福祉協議会	三重県福祉サービス運営適正化委員会　苦情相談室 電話：０５９－２２４－８１１１ FAX：０５９－２１３－１２２２ 対応時間：平日　月曜日～金曜日 ９時００分～１７時００分まで （祝日、年末・年始を除く）
法人内で行っている サービス	（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 （２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 （３）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、

	連絡、調整及び助成 （４）（１）から（３）のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 （５）保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 （６）共同募金事業への協力 （７）老人居宅介護等事業の経営 （８）老人福祉センターの経営 （９）老人デイサービス事業の経営 (10) 障害福祉サービス事業の経営 (11) 移動支援事業の経営 (12) 特定相談支援事業の経営 (13) 障害児相談支援事業の経営 (14) 福祉サービス利用援助事業 (15) ボランティア活動拠点施設運営事業 (16) 地域包括支援センター事業 (17) 介護予防支援事業 (18) 居宅介護支援事業 (19) 生活支援体制整備事業 (20) 老人ふれあいホームヘルプ事業 (21) 老人ふれあいデイサービス事業 (22) ひとり暮らし老人等配食サービス事業 (23) 生活困窮者自立相談支援事業 (24) 成年後見制度中核機関事業 (25) ことぶき人材センター事業 (26) 喫茶あいあい事業 (27) その他法人の目的達成のため必要な事業

１８．当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備･器具の利用	設備・器具は本来の目的に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。自己管理の出来ない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようにお願いします。
健康管理	当作業所では年１回の健康診断を実施しています。定期的に健康診断を受けることで健康管理を継続してお願いしています。

感染症について	感染症などにより、他のご利用者や職員に影響を及ぼす可能性がある場合は、利用の制限をさせていただく場合があります。
事業所の臨時休業について	１）三重県北部地方に暴風警報又は暴風雪警報が発令され午前９時までに解除されない場合。 ２）東海地震に関する警報のうち、警戒警報が発令された場合。
宗教活動･政治活動・営利活動	ご利用者様の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
欠席の場合	体調不良等の理由により、サービスの中止・変更をする場合は当日９時までに事業所へご連絡下さい。

令和　　年　　月　　日

指定就労継続支援Ｂ型の提供に関し、本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

法　人　名　　社会福祉法人川越町社会福祉協議会
法人所在地　　三重県三重郡川越町豊田一色３１４
代表者氏名　　会長　加藤　志保子　　印

事 業 所 名　　川越町くろがね作業所
説　明　者　　サービス管理責任者
氏名　　成瀬　美樹　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定就労継続支援Ｂ型の提供開始に同意しました。

令和　　年　　月　　日

利用者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者　住　所

氏　名　　印

続　柄（利用者との関係）